

国内外動向について

2005年11月30日

財団法人インターネット協会

目次

- IT安心会議
- 東京都の取組み
- 大阪府の取組み
- その他の県の取組み
- その他の国内の取組み
 - 警視庁
 - 神奈川県
 - 八都県市
 - コンピュータエンターテインメント協会 (CERO)
- 国外動向
 - 韓国の情報通信省 (MIC)、情報通信倫理委員会 (ICEC)

IT安心会議

- インターネット上の違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議(平成17年2月設置)
- インターネット上の違法・有害情報対策について、平成17年6月30日に施策をとりまとめた。主な施策は以下の通り。
 - － フィルタリングソフトの普及等
 - (1) フィルタリングソフトの普及促進
 - (2) 新しいフィルタリング技術の開発
 - － プロバイダ等による自主規制の支援等
 - (1) 自殺サイトへの対応
 - (2) プロバイダ等による自主的措置等の検討
 - (3) サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みの開発
 - (4) コンテンツ事業者等による自主的措置等の検討
 - － 違法・有害情報対策に関するモラル教育の充実
 - (1) ホームページ等による広報活動
 - (2) 非行防止教室等による教育の強化
 - (3) 青少年を取り巻く有害環境対策の推進
 - － 相談窓口の充実等
 - (1) 国民への窓口機能の強化
 - (2) 自殺予防サイトの充実等

東京都の取組み

- **青少年健全育成条例(改正)の施行**
 - インターネット利用に関する事業者の責務、保護者及び青少年の育成にかかわる者の責務は10月1日施行
 - 条例施行にあわせ、「インターネットの有害情報から子どもを守ろう!!」東京大作戦を開催
- **インターネットガイドブックの作成・配布・公開**
 - 子どもがインターネットや携帯電話を利用する際に必要なルールやマナーの知識を、トラブル事例を通して紹介
 - フィルタリングソフトの利用、親子ルールのあり方、困ったときの情報・相談窓口、インターネットに関する法律、利用実態調査についても紹介
- **インターネットセミナーの開催**
 - インターネットや携帯電話の危険性や適正な使い方について、保護者及び教員、児童、学校関係者等を対象とするセミナー
 - 実施期間:平成17年8月～平成18年3月
 - 都内の小学校100校を対象
- **テレビゲームと子どもに関する協議会での検討**

大阪府の取組み

- **青少年健全育成条例の改正案**
 - 平成17年6月 大阪府青少年協議会より条例改正の答申
 - インターネット上の有害情報への対応に関して、下記の努力義務を追加
 - 販売店やプロバイダは、フィルタリングソフトに関する情報等、青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧等することを防止するために必要な情報を提供する。
 - 保護者は、インターネットを青少年に利用させるにあたっては、フィルタリングソフトの活用等の方法により有害情報の視聴を防止する。
 - 保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年に有害情報についての適切な判断能力を身に付けさせる。
 - 改正案に対する府民意見の募集
 - 6月20日～7月19日に意見募集を実施
 - 府民意見とこれに対する大阪府の考え方を公開
 - 平成17年9月 定例府議会に改正条例案を上程、可決
 - 平成17年10月28日 公布(平成18年2月1日 施行)
- **セミナーの開催**
 - 青少年とインターネットを考えるセミナー(12月17日)
 - ご存知ですか？大阪府青少年健全育成条例
～ 青少年のインターネット利用を考えるセミナー～

その他の県取り組み

以下の県において、青少年健全育成条例にインターネット関連規程を含む条例改正を実施

- － 公衆が利用する端末へのフィルタリングソフト導入及び特定電気通信役務提供者等へのフィルタリング関連情報などの提供の努力義務規程などが中心
- － これまで改正済みの都府県とあわせ、16都府県でインターネット関連規程が盛り込まれる

- ・和歌山県(平成17年1月1日施行)
- ・埼玉県(平成17年2月1日施行)
- ・香川県(平成17年3月29日施行)
- ・京都府(平成17年4月1日施行)
- ・宮城県(平成17年4月1日施行)
- ・愛知県(平成17年7月1日施行)
- ・大分県(平成17年7月1日施行)
- ・神奈川県(平成17年10月1日施行)
- ・岐阜県(平成17年10月6日施行)
- ・愛媛県(平成18年1月1日施行)

その他の国内の取組み

- 警視庁

- フィルタリングソフトメーカーへの有害サイト情報提供を開始(8月、9月)

- 警視庁ハイテク犯罪対策総合センターより、犯罪を誘発するおそれがあるインターネット上の有害サイトのリストをフィルタリングソフトメーカーに提供。
 - デジタルアーツ、ネットスター、ウェブセンス・ジャパン、及び検索サービスのJWordの各社に提供。
 - 対象となるのは、爆弾の製造方法を紹介したサイト、自殺方法を紹介したサイト、児童ポルノの売買を持ちかけるサイト、架空口座の売買を持ちかけるサイト、携帯電話の売買を持ちかけるサイト、公序良俗に違反したサイトなど。

その他の国内の取組み

- 神奈川県

- 暴力ゲームを有害図書類に指定(6月7日)

- 「グランド・セフト・オート」を残酷なゲームソフトとして、県の青少年保護育成条例に基づく有害図書類に指定。
 - 同ゲームは米企業が開発し、カプコンから2003年9月に発売されたバイオレンスアクション。
 - 有害図書類指定により、県内では同ゲームの18歳未満への販売やレンタルが禁止され、併せて、商品の区分陳列等が義務付けられた。
 - 残酷ゲームソフトの有害図書類指定は全国初。
 - 「対象の現実性(殺傷の対象が現存の生命体であること)」「手段の現実性(殺傷の手段が現実に取り得ること)」「場面の現実性(ゲームの場面設定が限りなく現実に近いこと)」の三つの要件に基づき、これらに該当するゲームを選定し、県の児童福祉審議会社会環境部会に諮問がなされ、同審議会から有害図書類に相当するとの答申がなされた。
 - 8月には各都道府県に対して同ゲームの有害図書類への共通指定を検討するように依頼。

その他の国内の取組み

- 八都県市

- ネット上の青少年保護についてインターネット関係業界へ要請を実施(10月19日)

- 八都県市青少年行政主管課長会議は、青少年の健全育成に向けた取り組みを行っていくことをインターネット事業者関係団体に文書で要請。
 - 要請先は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟。
 - 要請内容は以下。
 - 1 フィルタリングソフト等の開発
インターネット事業者は、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある情報を取り除くための、より使いやすく、かつ実効性のあるフィルタリングソフトやフィルタリングサービスの開発に今後とも努めること。
 - 2 フィルタリングソフト等の普及促進
インターネット事業者は、既存の利用者を含め青少年、保護者及びインターネットカフェ等の事業者にフィルタリングソフトやフィルタリングサービスを積極的に広報し、その普及を促進すること。
 - 3 契約時におけるフィルタリングソフト等の青少年への利用勧奨
インターネット事業者は、利用者と契約を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、フィルタリングソフトやフィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨すること。
また、フィルタリングソフトやフィルタリングサービスを利用する契約を標準的な契約内容とすること。

その他の国内の取組み

- コンピュータエンターテインメント協会 (CESA)
 - 家庭用ゲームソフトの年齢別レーティング制度に基づく販売自主規制を発表(7月19日)
 - コンピュータエンターテインメントレーティング機構 (CERO) にて「18歳以上対象」とレーティングされた家庭用ゲームソフトについて、販売店に18歳未満への販売自主規制を依頼。
 - 具体的な依頼内容は以下。
 - (1)CERO「18歳以上対象」ゲームソフトの年齢区分に合ったユーザーへの販売明らかに18歳未満と分かる購入希望者については、「18歳以上対象商品」である事を説明し販売しない。
18歳未満でも親や保護者が同伴し、その同意の上なら販売する。
18歳未満かどうか判断がつかない場合は、販売店側で年齢確認を行う。
 - (2)お客様が「年齢区分」を認識しやすい陳列の工夫
 - (3)店頭でのレーティング制度の告知強化
レーティングに関するポスターやパネル等を制作し、店頭で掲示する。

国外動向

- 韓国の情報通信省(MIC)、情報通信倫理委員会(ICEC)
 - ゲームの利用制限ソフトの無料配布を発表(8月18日)
 - 「ゲーム情報Alrimi(通知)2」というソフト
 - 青少年のゲーム中毒等の発生を防ぐ目的で開発
 - 2002年に配布されたソフトのバージョンアップ
 - 基本機能
 - データベースを参照して、利用しようとするゲームに対するレイティングを表示
緑色…青少年の利用可
黄色…保護者の注意が必要
赤色…青少年に適さない
 - 分単位での利用時間設定機能
 - ICECサイト上の通報窓口「インターネット119」へのリンク
 - 追加機能
 - ゲーム内の有害情報や利用可能年齢に関する詳細情報を提供
 - データベースにないゲームを発見した場合、利用者が直接ゲーム情報を入力可能
 - 利用者毎の利用制限レベル設定(全ゲーム利用可、緑黄のみ可、緑のみ可)
 - (参考)
 - 韓国では「音盤、ビデオ物及びゲーム物に関する法律」により、すべてのゲームは映像物等級委員会によって年齢別レイティングを受けることが義務付けられている。(全体利用可、18歳以上利用可、15歳以上利用可、12歳以上利用可)